

写

福総庶発第八百四十六号

昭和五十七年六月十日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

追加議案の送付について

昭和五十七年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第五十三号 福生市議会の議員の昭和五十七年六月期期末手当の支給割合を定める条例

二 議案第五十四号 福生市の一般職員の昭和五十七年六月期期末手当の支給割合を定める条例

会會議録（第十号）

東田三治君

十九番	宮沢良一君	二十番	指田保雄君
二十一番	小林菊三君	二十二番	貫井喜代次君
二十三番	君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

十三番 小堺仁七君
二十三番 関米吉君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議事事務局職員は次のとおりである。

議事 局長 森田 進君
議事 係長 島田幸治君
臨事速 記事務 兼川啓子君
補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市 長 田村匡雄君	助 役 古谷徳男君
収 入 役 高水 求君	教 育 長 森田 猛君
企画財政部長 生子国利君	総務部長 浅見裕康君
市民部長 井上久男君	福祉部長 須崎 進君
建設部長 内田和雄君	教育次長 八木房雄君
監査委員事務局長事務取扱 森田 武君	選挙管理委員会事務局長 篠崎 寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十七年第二回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

開議日時 六月十一日（主） 午前十時

日程第一 報告第一号 専決処分の承認を求めることについて（昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第九号））

日程第二 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

日程第三 報告第三号 専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第四 報告第四号 専決処分の承認を求めることについて（福生市農地課税審議会条例の一部を改正する条例）

日程第五 議案第三十七号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第三十八号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第三十九号

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第四十号

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第四十一号

福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第十 議案第四十二号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第十一 議案第四十三号

福生市消防団条例の一部を改正する条例

日程第十二 議案第四十四号

昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第一号）

日程第十三 議案第四十五号

市道路線の認定について

日程第十四 議案第四十六号

福生中央排水区（五号幹線）S一五十七その一工事請負契約

日程第十五 議案第四十七号

財産の取得について

日程第十六

議案第四十八号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について

日程第十七

議案第四十九号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について

日程第十八

議案第五十号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について

日程第十九

議案第五十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十

議案第五十二号 福生市長表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十一

陳情第十二号 たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する陳情書

日程第二十二

陳情第十三号 多摩橋下河川敷における腐材焼却に伴う大気汚染による住民の災害に関する陳情書

日程第二十三

議案第四十一号

日程第二十四

議案第四十二号

日程第二十五

議案第四十三号

日程第二十六

議案第四十四号

日程第二十七

議案第四十五号

の一部を改正する条例

午前十時二分 開議

○議長(末次性男君) ただいまから、昭和五十七年第二回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長(末次性男君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告いたします。

(森田議会事務局長報告)

一、陳情書の受理について(別添参照)

○議長(末次性男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(末次性男君) 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員、長から報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三君登壇)

○議会運営委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、昨日本会議終了後開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして報告

をいたします。

本日の日程につきましては、その後、新しく二件の陳情書が追加され、
おり、これらを合わせて協議した結果、お手元に御配付のとおり決定
した次第であります。

なお、陳情書二件の取り扱いについては、お手元の付託表のとおり、
おのおの委員会に付託することいたしました。

また、全員協議会については、全日程終了後開催を予定しております
ので御了承願います。

以上でございますが、本日の日程が円滑に運営されますようお願いを申し上げ
報告いたします。

○議長(末次性男君) たいまつ委員長から報告をされたとおり本日の議
事を進めますのでよろしくお願いいたします。

○議長(末次性男君) これより日程に入ります。
日程第一 報告第一号 専決処分承認を求めることについて(昭

和五十六年度福生市一般会計補正予算(第九号)を議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君 登壇)
○企画財政部長(生子国利君) 御指名によりまして、専決処分の承認を
求めることについての説明を申し上げたいと思っております。

まず報告第一号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由、並
びにその内容について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして、議会
を招集するのとまがなと認めまして、昭和五十六年度福生市一般会計
補正予算第九号を専決いたしましたので、同条第三項の規定によりま
して報告をいたし、御承認を求めようとするものでございます。

その理由といたしましては、年度末におきまして、都の補助金の決定に
よります収入増加と、また収益事業におきまして、予想以上の収益配
分金が増加収入となりましたので、財政調整上の関係を考慮いたしまして
収入増加分を都市施設整備基金に積み立てを行い、今後の財政運

當の内消化を図るため、今回補正を専決させていたに次第でございます。それでは内容につきまして、予算書によりまして御説明申し上げます。

まず、一ページにつきましては、第一条におきまして八千三百四万五千円を追加いたしました。総額を歳入歳出それぞれ百十八億四千二百六十一万六千円と定めようとするものでございます。歳入歳出の補正の内容等につきましては、別表一によりて補正することになっております。

次に、予算書の四ページをお開きいただきます。歳入でございますが、まず都支出金のうちの都補助金でございますが、二つに分かれています。市町村調整交付金、この調整交付金につきましては、一億一千九百三十万円の決定をいたしました。したがって、予算措置してある差引き、分の残二千六百六十四万五千円を補正しようとするものでございます。それから、振興交付金につきましては、やはり決定額が七千九百三十万円。したがって、差引き、五千五百四十万円を補正する次第でございます。

次に、諸収入につきましては、収益事業収入六百万円円の補正額でございますが、収益配分金が今回決定されたのが、一億四千六百万円、したがって

予算措置を一億四千万円しておりますので、その差額六百万円、合計、歳入といたしまして八千三百四万五千円と相なる次第でございます。

次に五ページでございますが、ただいま歳入で申し上げました調整交付金、並びに振興交付金を、各事業における一般財源の振り替えをしております。したがって、その分を全部、都の支出金を一般財源に振り替えるにいたしました。その振り替えた分の一般財源を都市施設整備基金に積み立てるといふシステムになっております。したがって、五ページの内容を説明申し上げますと、補正額については、すべて調整しております。せんが、財源内訳で六百万円、この関係につきましては、身心障害者の生活実習室の新築工事に振り替えております。これは振興交付金を六百万円を充てております。それから、衛生費の清掃費につきましては、一千二十万四千円、これは粗大ごみ中間処理施設の工事に三百五十万円、これは振興交付金。それから、塵芥不燃物収集委託料、これは調整交付金六百七十四万四千円を振り替えて、一般財源との振り替えを行った次第でございます。

次の六ページでございますが、六ページにつきましては、一千二百二十万圓を振り替えております。この内容といたしましては、市道改良事業の、特に排水整備八本分を振興交付金を充てまして一般財源の方を振り替えております。それから消防費でございますが、まず常備消防費につきましては一千三百九十万一千圓を振り替えております。これは消防事務の都の委託金の負担金を振り替えております。次の消防施設費につきましては、四分団の消防車庫の新築事業の振り替え、これは振興交付金を充てております。それから災害対策費といたしましては、災害対策用の備蓄庫の新築工事に十萬圓、それから耐震性貯水槽新設事業、これは振興交付金をやはり七十万圓、したがって、消防費におきまして一千七百四十万一千圓を振り替えた次第でございます。

次のページ、七ページでございますが、三千六十万圓の振り替え、この振り替えにつきましては、すべて振興交付金を充てることになっておりますので、一、小の増築分、それから一、小の階段の区画改良事業、二、小の階段区画事業、四、小のプールの改良事業、それから第六、小の受水槽の改良事

業等にそれぞれ充てまして、振り替えたしまして三千六十万圓。それから次の教育費の保健体育費につきましては、百万圓の振り替えでございますが、都下市町村体育大会の経費として、調整交付金としてまいりましたので、この百万圓を振り替えた次第でございます。

次に、八ページをお開きいただきます。したがって、振り替えた財源をもちまして、今回、都市施設整備基金八千三百萬圓を充當いたしました。残り四百五十萬圓を、次のページの予備費に充當しようというふうなことでございます。参考までに申し上げますと、都市施設整備基金に充てましては、この積み立てを終わりますと、年度末において十六億六千五百五十八千圓の積立金になります。十六億六千五百五十八千圓が積み立ての額と相なる次第でございます。

以上、はなはだ雑駁でございますが、総額歳出合計におきましても、歳入歳出それぞれ百十八億四千二百六十一万六千圓と相なる次第でございます。はなはだ雑駁な説明でございますが、以上をもちまして補正予算第九号の御承認を得たく御説明申し上げた次第でございます。よろしく

お願いいたします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本件に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

報告第一号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって報告第一号は、
原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第二 報告第二号 専決処分の承認を

求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を
議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君 登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、報告第二号
専決処分の承認を求める件につきまして、提案理由並びにその内
容につきまして御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして、議
会を招集するに必要ないと認め、福生市税賦課徴収条例の一部改
正を専決させていただきましたので、同条第三項の規定に基づき、御
承認を求めようとするものでございます。

それでは、その改正の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、条例第十四号のページをお開きいただきたいと思います。福生市
税賦課徴収条例の一部を改正する条例の三行目から説明に入りな
いと思えます。

まず十九条第四号中、「六百三条の二第四項」を「六百三条の二第六
項」に改めるもので、これは延滞金を徴収する際、特別土地保有税の
徴収猶予が終了し課税される場合、納期限の一月以内納入の場

合の金利は、年七・三％とするものの規定でございますが、法の改正によりまして、条項が繰り下げられたために改めるものでございます。

次の二十四条第二項中、「二十三万円」を「三十五万円」とするもので、均等割の非課税限度額を改めるものでございます。

次の三十三条の中に、改に寡夫控除二十万円が設けられたために改めるものでございます。これは父子家庭、父と子孫の家庭の対策として改に改正されて登載されたものでございます。

次に、百十二条第二項につきましては、当市には現在ありませんが、特別土地保有税は、従前、昭和四十四年一月一日以前取得した土地が、保有税を課税された場合、課税対象としてある限り継続して課税されるのですが、今回の改正によりまして十年間で課税されなくなつたために改めたものでございます。

次に、百十二条の第三項中、「第五十四条の十三第二項各号」を「第五十四条の十二第二項各号」に改めるもので、これは税法改正によって条項を繰り上げたもので、同族会社、親族等の特殊関係の取得への

適用でございます。

次に、百二十一条第二項中、「六百三条の二第四項」を「六百三条の二第六項」に改めるもので、冒頭の十九条と同様に、税法の改正によりまして条項を繰り下げたものでございます。

次に、附則第八条第一項でございますが、これはページの最後でございますが、次のページの三行目まで関連がございますので説明申し上げますが、個人の市民税の所得税の非課税の範囲を、昭和五十七年度は本人及び控除対象配偶者と扶養親族に二十七万円を乗じた額、及び控除対象配偶者、または扶養親族を有する場合に九万円を加えた額とするもので、この結果五十六年度についての四人の世帯としては、収入で百七十五万三千円、所得で百八万四円が、昭和五十七年度の収入では百八万八千五百円、所得で百七万七千円に引き上げられるものでございます。

次の二項につきましては、非課税基準額を若干上回った所得の者が所得割を課せられた場合、税引後の所得がその基準額を下回ったときの調整規定でございます。昭和五十六年度と同様、五十七年